

令和6年4月19日

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令（案）」及び
「ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法
の一部を改正する件（案）」
に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）及びポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）について、令和5年11月30日（木）から令和5年12月29日（金）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。寄せられた御意見の概要とこれに対する考え方は別紙のとおりです。

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-9274
電子メール：hairi-sanpai@env.go.jp

【別紙】

御意見の概要及びこれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
○ PCB を含む油の基準値を 0.3mg/1 から 0.5mg/1 に引き上げようとしているが、なぜ基準値が緩和されるのか、その理由が示されていない。 ○ 0.5mg/1 に緩和した場合の環境影響が考慮されているのか。 ○ また、CDP 洗浄法は PCB 洗浄除去の方法の 1 つでしかないが、他の処理方法も含めた全ての基準値が引き上げられるのはなぜか。	○ 「ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法」（平成 28 年環境省告示第 73 号）により使用中の PCB 使用製品から PCB を除去し、かつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）で定める基準に適合すれば、「環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの」であるとして、PCB 使用製品に該当しないものとなります。御意見のとおり、製品に封入されている PCB を含む油について、当該油に含まれる PCB の量（基準値）を 0.3mg/kg 以下から 0.5mg/kg 以下に変更しますが、これはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）に基づく「環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準」である 0.5mg/kg と整合を図った変更であり、有識者による検討会においても、このとおり変更することについて問題ないことを確認しています。よって、今回の省令改正により課電自然循環洗浄の洗浄処理の完了の判定基準を緩和するものではありません。 ○ PCB 使用製品から PCB を除去する方法においては、PCB 処理物の基準である 0.5mg/kg を確実に下回る値を洗浄処理の完了の判定基準とし、手順書にて設定し運用しております。従前より運用している課電自然循環洗浄法については、「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順」において、完了の判定基準を 0.3mg/kg に設定しており、引き続き手順に従って適正に洗浄が実施されると考えています。 ○ 今般意見募集の対象としている CDP 洗浄法については、PCB を製品から洗浄・除去しつつ、除去した PCB を化学的に分解する技術であ

	り、これまで4件の実証試験を行い、有識者による技術検証等を経て、0.5mg/kgを確実に下回る完了の基準値を確認しています。 ○ CDP 洗浄法についても今後手順書にて完了の基準を新たに0.4mg/kgに設定し、これに従って運用していくことになります。
○ 1枚目の10行目「改め」と同11行目「削り」とは、2枚目、3枚目に該当する箇所がないのではないか。 ○ 2枚目の改正前欄の「新規」は「追加」のほうがよい。1枚目の最終行の例と同様に。	一般的な改正の方法として記載しています。